



#### (4) 役員を選出方法

役員は総会において互選により選出する。

#### 6 会 議

本団体の会議は、総会及び役員会とする。

(1) 総会は代表が招集し、行事計画、予算決算について総会の承認を得るものとする。総会は会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(2) 会則の変更、役員選出、その他必要な事項も前号の規定を適用する。

(3) 役員会は必要に応じて、代表が招集し開催するものとする。

#### 7 会 計

(1) 本団体の経費は会費、その他の収入をもって充てるものとする。

(2) 本団体の会費は、月額 \_\_\_\_\_ 円とする。

(3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度ごとに決算し、会計監査を得て総会に報告し承認を得るものとする。

#### 8 監 査

この団体の監査を行うため、監査役を1名委嘱する。但し役員会の構成員としない。

本会則は令和 \_\_ 年 \_\_ 月 \_\_ 日から施行する。

## 会 員 名 簿

	名 前	住 所	連 絡 先	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※備考欄には役員名称や、在校生（小中高）の場合は校種別や保護者名を入れてください。